登記基準点測量作業規程運用基準別表

別表第１　登記基準点測量に用いる器械及び器材の性能又は規格（運用基準第2条第1項）

　1. 観測に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機　　器 | 性　　能 | 摘　　要 |
| １級トータルステーション | 作業規程の準則第35条による。※ | １～４級登記基準点測量 |
| ２級トータルステーション | ２～４級登記基準点測量 |
| ３級トータルステーション | ４級登記基準点測量 |
| １級ＧＮＳＳ測量機 | １～４級登記基準点測量 |
| ２級ＧＮＳＳ測量機 | １～４級登記基準点測量 |
| １級セオドライト | １～４級登記基準点測量 |
| ２級セオドライト | ２～４級登記基準点測量 |
| ３級セオドライト | ４級登記基準点測量 |
| 測距儀 | １～４級登記基準点測量 |
| ３級レベル | 測標水準測量 |
| ２級標尺 | 測標水準測量 |
| 鋼巻尺 | JIS１級 |  |

* 作業規程の準則　平成28年国土交通省告示第565号

2. ４級登記基準点測量において、別表第５の路線の辺数１５辺以下、路線長７００ｍ以下又は路線の辺数２０辺以下、路線長１ｋｍ以下を適用する場合は、次のいずれかの機器を使用して行うものとする。

一 ２級以上の性能を有するトータルステーション

二 ２級以上の性能を有するＧＮＳＳ測量機

三 ２級以上の性能を有するセオドライト及び測距儀

別表第２　基準点等の座標変換（運用基準第6条）

　座標変換の方法については、「測地成果2000導入に伴う公共成果座標変換マニュアル」（国土地理院技術資料A1-No.244）を準用する。この場合において、当該マニュアル第2章第5節「地域ごとに適合した変換パラメーターによる座標変換」により座標変換した任意の点の座標値と当該点を再計算又は改測によって座標変換したときの差異（以下「外部誤差」という。）を求めたときの限度は次表によるものとする。

　　外部誤差の限度

|  |  |
| --- | --- |
| 平均二乗誤差 | ２cm |
| 公差 | ６cm |

別表第３　点検測量（運用基準第7条）

　点検測量率は、次表を標準とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 測量種別 | 率 |
| １・２級登記基準点測量 | 10％ |
| ３・４級登記基準点測量 | ５％ |
| 電子基準点のみを既知点とする３級登記基準点測量 | 10％ |

別表第４　登記基準点測量の既知点の種類、既知点間及び新点間の距離は、次表を標準と

する｡（運用基準第5条）

　1.　既知点の種類、既知点間及び新点間の距離は、次表を標準とする｡

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　項　目区　分 | 既知点の種類 | 既知点間距離(ｍ) | 新点間距離(ｍ) |
| １級登記基準点測量 | 電子基準点一～四等三角点１級基準点１級登記基準点 | 4，000 | 1，000 |
| ２級登記基準点測量 | 電子基準点一～四等三角点１～２級基準点１～２級登記基準点街区三角点 | 2，000 | 500 |
| ３級登記基準点測量 | 電子基準点一～四等三角点１～２級基準点１～２級登記基準点地籍図根三角点街区三角点 | 1，500 | 200 |
| ４級登記基準点測量 | 電子基準点一～四等三角点１～３級基準点１～３級登記基準点地籍図根三角点地籍図根多角点街区三角点街区三角節点街区多角点 | 500 | 50 |

　2.　３級登記基準点測量及び４級登記基準点測量における既知点は、厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算又は三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。ただし、使用する既知点数の1/2以下とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 相当する公共基準点 | 相当する街区基準点 | 相当する図根点 |
| ３級登記基準点 | ３級基準点 | 街区三角節点街区多角点 | 地籍図根多角点 |
| ４級登記基準点 | ４級基準点 | 街区多角節点 | 地籍細部図根点 |

　3.　既設の登記基準点から直接一筆地の筆界点を測量することが困難な場合は、別表第１３・１４の方式により登記補助点を設置する。許容誤差等については別表第１５によることができる。

　4.　１級登記基準点測量、２級登記基準点測量及び３級登記基準点測量においては、既知点を電子基準点（付属標を除く。以下同じ。）のみとすることができる。この場合、既知点間の距離の制限は適用しない。ただし、既知点とする電子基準点は、作業地域近傍のものを使用するものとする。

別表第５　作業方法 （運用基準第8条）

　1.　作業方法は、次表を標準として行うものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　区　分項　目 | １級登記基準点測量 | ２級登記基準点測量 | ３級登記基準点測量 | ４級登記基準点測量 |
| 結合多角方式 | 1個の多角網における既知点数 | ２＋　 | 新点数５ | 以上（端数切上げ） | 3点以上 |
| 電子基準点のみを既知点とする場合は２点以上とする。 | － |
| 単位多角形の辺数 | 10辺以下 | 12辺以下 | － | － |
| 路線の辺数 | 5辺以下 | 6辺以下 | 7辺以下 | 10辺以下（15辺以下） |
| 伐採樹木及び地形の状況等によっては、計画機関の承認を得て辺数を増やすことができる。 |
| 節点間の距離 | 250ｍ以上 | 150ｍ以上 | 70ｍ以上 | 20ｍ以上 |
| 路線長 | 3km以下 | 2km以下 | 1km以下 | 500ｍ以下（700ｍ以下） |
| GNSS測量機を使用する場合は5km以下とする。ただし、電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。 | 電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。 |
| 偏心距離の制限 | Ｓ／ｅ≧６　Ｓ：測点間距離　ｅ：偏心距離電子基準点のみを既知点とする場合は、Ｓを新点間の距離とし、新点を1点設置する場合の偏心距離は、この式によらず100ｍ以内を標準とする。 |
| 路線図形 | 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線から外側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りではない。 | 同　　左50°以下同　　左60°以上 |
| 平均次数 | － | － | 簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を2次までとする。 |
| 注１．　「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。２．　「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。３．　３～４級登記基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。４．　４級登記基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点、１～３級基準点、１～３級登記基準点及び地籍図根三角点並びに電子基準点を既知点とし、かつ、別表第１の２による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができる。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　区　分項　目 | １級登記基準点測量 | ２級登記基準点測量 | ３級登記基準点測量 | ４級登記基準点測量 |
| 単路線方式 | 方向角の取付け | 既知点の1点以上において方向角の取付けを行う。ただし、ＧＮＳＳ測量機を使用する場合は、方向角の取付けは省略する。 |
| 路線の辺数 | 7辺以下 | 8辺以下 | 10辺以下 | 15辺以下（20辺以下） |
| 新点の数 | 2点以下 | 3点以下 | － | － |
| 路線長 | 5km以下 | 3km以下 | 1.5km以下 | 700ｍ以下（1km以下） |
| 電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。 |
| 路線図形 | 新点は、両既知点を結ぶ直線から両側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りではない。 | 同　　左50°以下同　　左60°以上 |
| 準用規定 | 節点間の距離、偏心距離の制限、平均次数、路線の辺数制限緩和及びＧＮＳＳ測量機を使用する場合の路線長の制限緩和は、結合多角方式の各々の項目の規定を準用する。 |
| 注１．　１級登記基準点測量、２級登記基準点測量は、やむを得ない場合に限り単路線方式により行うことができる。注２．　４級登記基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点、１～３級基準点、１～３級登記基準点、地籍図根三角点及び地籍図根多角点並びに電子基準点を既知点とし、かつ、別表第１の２による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができる。 |

別表第６　登記基準点の標識の標準規格及び設置方法（運用基準第9条）

 

別表第７　登記基準点測量における観測及び測定方法等（運用基準第10条第2項）

　登記基準点測量における観測及び測定方法

　1.　ＴＳ等観測方法は、次表のとおりとする｡

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  　 区 分  項 目 | １級登記基準点測量 | ２級登記基準点測量 | ３級登記基準点測量 | ４級登記基準点測量 |
| １級トータルステーション、１級セオドライト | ２級トータルステーション、２級セオドライト |
| 水平角観測 | 読定単位 | 1″ | 1″ | 10″ | 10″ | 20″ |
| 対回数 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 |
| 水平目盛位置 | 0°、90° | 0°、90° | 0ﾟ、60ﾟ、120ﾟ | 0°、90° | 0°、90° |
| 鉛直角観測 | 読定単位 | 1″ | 1″ | 10″ | 10″ | 20″ |
| 対回数 | 1 |
| 距離測定 | 読定単位 | 1mm |
| セット数 | 2 |

 　　備考　水平角観測において、目盛変更が不可能な機器は、1対回の繰り返し観測を行う。

　2.　ＧＮＳＳ観測方法は、次表を標準とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 観測方法 | 観測時間 | データ取得間隔 | 摘　要 |
| スタティック法 | 120分以上 | 30秒以下 | １～３級登記基準点測量（10km以上） |
| 60分以上 | 30秒以下 | １～３級登記基準点測量(10km未満)４級登記基準点測量 |
| 短縮スタティック法※１ | 20分以上 | 15秒以下 | ３～４級登記基準点測量 |
| キネマティック法 | 10秒以上 ※２ | ５秒以下 | ３～４級登記基準点測量 |
| ＲＴＫ法 ※４ | 10秒以上 ※３ | １秒 | ３～４級登記基準点測量 |
| ネットワーク型ＲＴＫ法 ※４ | 10秒以上 ※３ | １秒 | ３～４級登記基準点測量 |
| 備　考 | ※１ 電子基準点のみを既知点とする場合には適用しないものとする。※２ １０エポック以上のデータが取得できる時間とする。※３ ＦＩＸ解を得てから１０エポック以上のデータが取得できる時間とする。※４ 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。 |

注１　ＧＮＳＳ観測は、次により行うものとする。

イ　観測距離が１０キロメートル以上の観測は、１級ＧＮＳＳ測量機により２周波で行う。

ただし、２級ＧＮＳＳ測量機を使用する場合には、観測距離を１０キロメートル未満になるよう節点を設け行うことができる。

ロ　観測距離が１０キロメートル未満の観測は、２級以上の性能を有するＧＮＳＳ測量機により１周波で行う。ただし、１級ＧＮＳＳ測量機による場合は２周波で行うことができる。

ハ　アンテナ高は、ミリメートル位まで測定するものとする。

ニ　ＧＮＳＳ衛星の最低高度角は１５度を標準とする。

ホ　電子基準点のみを既知点とする場合以外の観測は、既知点及び新点を結合する多角路線が閉じた多角形となるように形成させ、次のいずれかにより行うものとする。

（ⅰ）異なるセッションの組合せによる点検のための多角形を形成し、観測を行う。

（ⅱ）異なるセッションによる点検のため、１辺以上の重複観測を行う。

ヘ　電子基準点のみを既知点とする場合の観測は、使用する全ての電子基準点で他の１つ以上の電子基準点と結合する路線を形成させ、行うものとする。電子基準点間の結合の点検路線に含まれないセッションについては（ホ）の（ⅰ）又は（ⅱ）によるものとする。

　観測方法による使用衛星数は、次表を標準とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 観測方法ＧＮＳＳ衛星の組合せ | スタティック法 | 短縮スタティック法キネマティック法ＲＴＫ法ネットワーク型ＲＴＫ法 |
| ＧＰＳ・準天頂衛星 | ４衛星以上 | ５衛星以上 |
| ＧＰＳ・準天頂衛星及びＧＬＯＮＡＳＳ衛星 | ５衛星以上 | ６衛星以上 |
| 備　考 | １　ＧＬＯＮＡＳＳ衛星を用いて観測する場合は、ＧＰＳ・準天頂衛星及びＧＬＯＮＡＳＳ衛星を、それぞれ２衛星以上用いること。２　スタティック法による１０km以上の観測では、ＧＰＳ・準天頂衛星のみを用いて観測する場合は５衛星以上とし、ＧＰＳ・準天頂衛星及びＧＬＯＮＡＳＳ衛星を用いて観測する場合は６衛星以上とする。 |

別表第８　観測における許容範囲 （運用基準第10条第3項）

　観測における許容範囲は、次表を標準とする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項 目 | 区　分 | １級登記基準点測量 | ２級登記基準点測量 | ３級登記基準点測量 | ４級登記基準点測量 |
| １級トータルステーション、１級セオドライト | ２級トータルステーション、２級セオドライト |
| 水平角観測 | 倍 角 差 | 15" | 20" | 30" | 30" | 60" |
| 観 測 差 | ８" | 10" | 20" | 20" | 40" |
| 鉛直角観測 | 高度定数の較差 | 10" | 15" | 30" | 30" | 60" |
| 距離測定 | １セット内の測定値の較差 | ２㎝ |
| 各セットの平均値の較差 | ２㎝ |
| 測標水準 | 往復観測値の較差 | 20mm√Ｓ |
| 備　　　考 | Ｓは観測距離（片道、km単位）とする |

別表第９　登記基準点の観測及び測定において偏心がある場合（運用基準第10条第4項）

　1.　偏心角の測定は、次表を標準とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 偏心距離 | 機器及び測定方法 | 測定単位 | 点検項目・許容範囲 |   |
| 30cm未満 | 偏心測定紙に方向線を引き、分度器によって偏心角を測定する。 |  1° | － |  |  |
|  |
| 30cm以上２m未満 | 偏心測定紙に方向線を引き、計算により偏心角を算出する。 | 10' | － |
| ２m以上10m未満 | トータルステーション又はセオドライトを用いて別表第７に準じて測定する。 |  1' | 倍角差 120"観測差 90" |
| 10m以上50m未満 | 10" | 倍角差 60"観測差 40" |
| 50m以上100m未満 | 倍角差　30"観測差 20" |
| 100m以上250m未満 | 1" | 倍角差 20"観測差 10" |

　2.　偏心距離の測定は、次表を標準とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 偏心距離 | 機器及び測定方法 | 測定単位 | 点検項目・許容範囲 |
| 30cm未満 | 物差により測定する。 | mm | － |
| 30cm以上２m未満 | 鋼巻尺により2読定、1往復を測定する。 | mm | 往復の較差 5mm |
| ２m以上50m未満 |
| トータルステーション又は測距儀を用いて別表第７に準じて測定する。 | mm | 別表第８に準ずる。 |
| 50m以上 |

　3.　本点と偏心点間の高低差の測定は、次表を標準とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 偏心距離 | 機器及び測定方法 | 測定単位 | 点検項目・許容範囲 |
| 30cm未満 | 独立水準器を用いて、偏心点を本点と同標高に設置する。 | － | － |
| 30cm以上100m未満 | 4級水準測量に準じて測定する。ただし後視及び前視に同一標尺を用いて、片道観測の測点数を1点とすることができる。 | mm | 往復の較差20mm√S |
| 4級登記基準点測量の鉛直角観測に準じて測定する。ただし、正、反方向の鉛直角観測に代えて、器械高の異なる片方向による2対回の鉛直角観測とすることができる。 | 20" | 高度定数の較差60″高低差の正反較差10cm |
| 100m以上250m未満 | 4級水準測量に準じて測定する。 | mm | 往復の較差20mm√S |
| 2～3級登記基準点測量の鉛直角観測に準じて測定する。 | 10″ | 高度定数の較差30″高低差の正反較差15cm |
| 備　考 | Ｓは測定距離（km単位）とする。 |

　4.　ＧＮＳＳ観測において、偏心要素のための零方向の視通が確保できない場合は、方位点を設置することができる。

　　　ＧＮＳＳ観測による方位点の設置距離は200ｍ以上で、かつ、偏心距離の4倍以上を標準とする。観測は別表第７に準ずる。

別表第10　登記基準点における計算の単位及び計算値（運用基準第10条第5項）

　計算は、次表に掲げる桁まで算出する。

　1.　ＴＳ等観測

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 区 分項 目 | 直角座標※ | 経緯度 | 標 高 | ジオイド高 | 角 度 | 辺 長 |    |
| 単位 | ｍ | 秒 | ｍ | ｍ | 秒 | ｍ |
| 位 | 0.001 | 0.0001 | 0.001 | 0.001 | １ | 0.001 |

※　平面直角座標系に規定する世界測地系に従う直角座標

　2.　ＧＮＳＳ観測

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　 　区 分項 目 | 単位 | 位 |   |
| 基線ベクトル成分 | ｍ | 0.001 |

別表第11　点検計算の許容範囲（運用基準第10条第6項）

　点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。

　1.　ＴＳ等観測

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  区 分 項 目 | １級登記基準点測量 | ２級登記基準点測量 | ３級登記基準点測量 | ４級登記基準点測量 |
| 結合多角・単路線 | 水平位置の閉合差 | 10cm+2cm√NΣS | 10cm+3cm√NΣS | 15cm+5cm√NΣS | 15cm+10cm√NΣS |
| 標高の閉合差 | 20cm+5cmΣS/√N | 20cm+10cmΣS/√N | 20cm+15cmΣS/√N | 20cm+30cmΣS/√N |
| 単位多角形 | 水平位置の閉合差 | 1cm√NΣS | 1.5cm√NΣS | 2.5cm√NΣS | 5cm√NΣS |
| 標高の閉合差 | 5cmΣS/√N | 10cmΣS/√N | 5cmΣS/√N | 5cmΣS/√N |
| 標高差の正反較差 | 30cm | 20cm | 15cm | 10cm |

　　（注）N ：辺 数　　ΣS：路線長（km）

　2.　ＧＮＳＳ観測

　　(1) 環閉合差及び各成分の較差の許容範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分 | 許容範囲 | 備　　考 |
| 基線ベクトルの環閉合差 | 水平（ΔN、ΔE） | 20㎜√N | N：辺数ΔN：水平面の南北方向の閉合差又は較差ΔE：水平面の東西方向の閉合差又は較差ΔU：高さ方向の閉合差又は較差 |
| 高さ（ΔU） | 30㎜√N |
| 重複する基線ベクトルの較差 | 水平（ΔN、ΔE） | 20㎜ |
| 高さ（ΔU） | 30㎜ |

　　(2) 電子基準点のみの場合の許容範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分 | 許容範囲 | 備　　考 |
| 結合多角又は単路線 | 水平（ΔN、ΔE） | 60㎜+20㎜√N | N：辺数ΔN：水平面の南北方向の閉合差ΔE：水平面の東西方向の閉合差ΔU：高さ方向の閉合差 |
| 高さ（ΔU） | 150㎜+30㎜√N |

別表第12　平均計算（運用基準第10条第7項）

　1.　平均計算は、次に定めるところにより行うものとする。

　　(1) ＴＳ等観測による1～2級登記基準点測量

　　　①　水平位置は、厳密水平網平均計算を行って求める｡

　　　②　標高は、厳密高低網平均計算を行って求める。

　　(2) ＴＳ等観測による3～4級登記基準点測量

　　　①　水平位置は、厳密水平網平均計算又は簡易水平網平均計算を行って求める。

　　　②　標高は、厳密高低網平均計算又は簡易高低網平均計算を行って求める｡

　　(3) ＧＮＳＳ観測による、1～4級登記基準点測量における水平位置及び標高は、三次元網平均計算を行って求める。

　2.　既知点1点を固定するＧＮＳＳ測量機による場合の仮定三次元網平均計算は、閉じた多角形を形成させ、次のとおり行う。ただし、既知点が電子基準点のみの場合は省略することができる。

　　(1) 仮定三次元網平均計算の重量(P)は、次のいずれかの分散・共分散行列の逆行列を用いる。

　　　①　基線解析により求められた値。ただし、全ての基線解析方法・解析時間が同じ場合に限る。

　　　②　水平及び高さの分散を固定値として求めた値

　　　　ただし、分散の固定値は、dN＝(0.004m)2　dE＝(0.004m)2　dU＝(0.007m)2とする。

　　(2) 仮定三次元網平均計算による許容範囲は、次のいずれかによる。

　　　①　基線ベクトルの各成分による許容範囲は、次表を標準とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　区 分項 目 | １級登記基準点測量 | ２級登記基準点測量 | ３級登記基準点測量 | ４級登記基準点測量 |
| 基線ベクトルの各成分の残差 | 20㎜ |
| 水平位置の閉合差 | ΔS＝10㎝＋4㎝√ＮΔS：既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離N ：既知点までの最少辺数（辺数が同じ場合は、路線長の最短のもの） |
| 標高の閉合差 | 25㎝＋4.5㎝√Ｎを標準とする。　N：辺数 |

　　　②　方位角、斜距離、楕円体比高による場合の許容範囲は、次表を標準とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 分項 目 | １級登記基準点測量 | ２級登記基準点測量 | ３級登記基準点測量 | ４級登記基準点測量 |
| 方位角の残差 | ５秒 | 10秒 | 20秒 | 80秒 |
| 斜距離の残差 | 20㎜＋4×10-6D　　　D：測定距離（㎞） |
| 楕円体比高の残差 | 30㎜＋4×10-6D　　　D：測定距離（㎞） |
| 水平位置の閉合差 | ΔS＝10㎝＋4㎝√NΔS：既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離N ：既知点までの最少辺数（辺数が同じ場合は、路線長の最短のもの） |
| 標高の閉合差 | 25㎝＋4.5㎝√Nを標準とする。　N：辺数 |

　3.　既知点2点以上を固定する厳密水平網平均計算、厳密高低網平均計算及び簡易水平網平均計算、簡易高低網平均計算並びに三次元網平均計算は、次のとおり行う。

　　(1) ＴＳ等観測

　　　①　厳密水平網平均計算の重量(P)には、次表の数値を用いる。

　　　　1.　ｍs＝10mm

　　　　2.　γ = 5×10-6

　　　　3.　ｍt（次表による）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １級登記基準点測量 | ２級登記基準点測量 | ３級登記基準点測量 | ４級登記基準点測量 |
| 1.8″ | 3.5″ | 4.5″ | 13.5″ |

　　　②　簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算を行う場合、方向角については各路線の観測点数の逆数、水平位置及び標高については、各路線の距離の総和（単位はkmとし、0.01位までとする｡）の逆数を重量(P)とする。

　　　③　厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  区 分項 目 | １級登記基準点測量 | ２級登記基準点測量 | ３級登記基準点測量 | ４級登記基準点測量 |
| 一方向の残差 | 12″ | 15″ | － | － |
| 距離の残差 | ８㎝ | 10㎝ | － | － |
| 単位重量の標準偏差 | 10″ | 12″ | 15″ | 20″ |
| 新点位置の標準偏差 | 10㎝ |
| 高低角の残差 | 15″ | 20″ | － | － |
| 高低角の標準偏差 | 12″ | 15″ | 20″ | 30″ |
| 新点標高の標準偏差 | 20㎝ |

　　　④　簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分項 目 | ３級登記基準点測量 | ４級登記基準点測量 |
| 路線方向角の残差 | 50″ | 120″ |
| 路線座標差の残差 | 30㎝ |
| 路線高低差の残差 | 30㎝ |

　　(2) ＧＮＳＳ観測（電子基準点のみを既知点とする場合以外の観測）

　　　①　三次元網平均計算において、使用する既知点の緯度及び経度は元期座標とし、楕円体高は成果表の標高及びジオイド高から求めた値とする。ただし、電子基準点の楕円体高は、成果表の楕円体高とする。

　　　②　三次元網平均計算の重量(P)は、別表第12 2、(1)を準用する。

　　　③　三次元網平均計算による許容範囲は、次表を標準とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  区 分項 目  | １級登記基準点測量 | ２級登記基準点測量 | ３級登記基準点測量 | ４級登記基準点測量 |
| 斜距離の残差 | ８㎝ | 10㎝ | － | － |
| 新点水平位置の標準偏差 | 10cm |
| 新点標高の標準偏差 | 20cm |

(3) ＧＮＳＳ観測（電子基準点のみを既知点とする場合の観測）

①　三次元網平均計算において、使用する既知点の緯度、経度及び楕円体高は今期座標とする。

②　新点の緯度、経度及び楕円体高は、三次元網平均計算により求めた緯度、経度及び楕円体高にセミ・ダイナミック補正を行った元期座標とする。

別表第13　多角路線の選定の方法（別表第4-3）

　1.　ＴＳ等観測

　　(1) 4級以上の基準点を既知点とする単路線方式を原則とする。

　　(2) やむを得ない事情があるときは、辺長100ｍ以内、多角点2点以内の開放多角方式、又は辺長200ｍ以内、多角点10点以内の同一既知点に閉合する単位多角方式により行うことができる｡

　2.　ＧＮＳＳ観測

　　　4級以上の基準点を既知点とする単路線方式を原則とする。

別表第14　観測及び測定の方法（別表第4-3）

　1.　ＴＳ等観測

　　(1) 単路線方式

　　　①　角の観測

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|   | セオドライト及びトータルステーションの種類 | 最小目盛値20秒以下 |
| 水 平 角 | 対回数 | １ |
| 輪 郭 | 任意 |
| 較 差 | 40" |
| 鉛 直 角 | 対回数 | １ |
| 定数差 | 90" |

　　　②　距離の測定 (原則として下記の補正を行う。)

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分 | 規格条件 |
| 測距儀及びトータルステ－ション | 定数補正 | 要 |
| 気象補正 | 要 |
| 傾斜補正 | 要 |
| 測定単位 | ㎜ |
| 読取回数 | １セット |
| 読取値の較差 | 15㎜以内 |

　　(2) 放射法による

　　　① 角の観測

|  |  |
| --- | --- |
| セオドライト及びトータルステーションの種類 | 最小目盛値20秒以下 |
| 水 平 角 | 対回数 | ２ |
| 輪 郭 | 0°、90° |
| 倍角差 | 60" |
| 観測差 | 40" |
| 鉛 直 角 | 対回数 | １ |
| 定数差 | 60" |

　　　② 距離の測定

　　　　　1.(1)②による

　2.　ＧＮＳＳ観測

　　　4級登記基準点測量に準じて行うものとする。

別表第15　計算の単位、点検計算の許容範囲及び平均計算（別表第4-3）

　1.　計算は、次表に掲げる桁まで算出する。

　　(1) ＴＳ等観測

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 直角座標 | 標 高 | 角 度 | 辺 長 |    |
| 単位 | ｍ | ｍ | 秒 | ｍ |
| 位 | 0.001 | 0.001 | １ | 0.001 |

　　(2) ＧＮＳＳ観測

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　 目 | 単 位 | 位 |   |
| 基線ベクトル成分 | ｍ | 0.001 |

　2.　点検計算の許容範囲は、次表のとおりとする。

　　(1) ＴＳ等観測

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|   | 区　分 | 許容範囲 |
| 結合多角網又は単路線 | 方向角の閉合差 | 50"+60"√n |
| 水平位置の閉合差 | 20cm+10cm√NΣS |
| 標高の閉合差 | 20cm+30cmΣS/√N |
| 単位多角形 | 方向角の閉合差 | 60"√n |
| 水平位置の閉合差 | 10cm√N ΣS |
| 標高の閉合差 | 30cmΣS/√N |

（注）N ：辺数　　　　ｎ：測角数　　　ΣS：路線長（km）

方向角の閉合差は、方向角の取付観測を行った場合に適用する。

　　(2) ＧＮＳＳ観測

　　　①　環閉合差及び各成分の較差の許容範囲

　　　　　別表第11①による

　3.　平均計算

　　(1) 厳密網平均計算又は三次元網平均計算における重量

　　　①　ＧＮＳＳ法以外による法

　　　　　4級登記基準点測量による

　　　②　ＧＮＳＳ法

　　　　　別表第12 2. による

　　(2) 簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算

　　　　別表第12 3 ② による